

竹原市民生産業委員会

平成27年12月11日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第56号 竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 2 議案第59号 平成27年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

(所管事務調査)

- 1 竹原市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の視察について(協議)

(その他)

- 1 民生産業委員会行政視察総括について

(平成27年12月11日)

出席委員

氏 名	出 欠
高 重 洋 介	出 席
井 上 美 津 子	出 席
松 本 進	出 席
宇 野 武 則	出 席
宮 原 忠 行	出 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席

委員外議員出席者

氏 名
北 元 豊
脇 本 茂 紀
堀 越 賢 二
竹 橋 和 彦

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西 口 広 崇
議会事務局次長 住 田 昭 徳
議事庶務係主事 前 本 憲 男

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
市 長	吉 田 基
副 市 長	細 羽 則 生
市 民 生 活 部 長	今 榮 敏 彦
建 設 産 業 部 長	谷 岡 亨
(傍聴者)	
福 祉 課 長	平 田 康 宏

午前9時53分 開議

委員長（高重洋介君） おはようございます。

委員の皆様におかれましては、年末の大変忙しいところ、12月定例会の第2回の委員会にお集まり頂きましてまことにありがとうございます。

それでは、これから始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、前回に引き続き民生産業委員会を行います。

市長より発言の申し出がありましたので、それを許可します。

市長。

市長（吉田 基君） おはようございます。

本日は、民生産業委員会を開催して頂きましてまことにありがとうございます。本委員会におきましては、付託議案につきまして慎重に御審査頂いた上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） では、これより一括質疑を行います。

質疑を行う前に委員長から理事者の方に一言お願いがあります。第1回目の委員会で委員の方からもありました、意見がございまして、質疑に対して明確な答弁をお願いしたいということなので、明確な答弁をよろしくお願いを致します。

これより一括質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手にてお願い致します。

松本委員。

委員（松本 進君） 今日は市長がお見えなので、基本的なことは再確認を含めてお尋ねしたいと。今回、介護保険56号の議案は介護保険に伴う番号を記載する、そういう規定を設けるか否かの議案ですよね。それで、その前段というか根本というのはマイナンバー制度が導入されて、それに伴って今後は介護の申請書に番号を記載しますよと、その記載するところを設けますよという議案です。それで、この12月4日にもちょっと意見を保留したんですけれども、マイナンバー制度に伴っていろいろ竹原市民の不安というのを私も聞きますし、いろいろ新聞報道等でもるる紹介してきました。やっぱり一つはマイナンバー制度で一斉に提訴が起こってるよと、これはマイナンバーを実施されれば憲法違反なんだよということで、これは12月2日の朝日なんですけども、国のマイナンバー制度は憲法で保障されたプライバシー権を侵害するとして訴えが起こされているということもあり

ますよね。それで、確かに国が決めた法律、それに伴う市の施行が求められているんだけど、私が言いたいのは、こういったいろんな提訴が起こったり、私も市民からいろいろこれが導入されたら自分の番号を書かなくてはいけなくなったら、様々な番号の漏えいが起こったり、いろんな番号が流出したりして人権侵害になるんじゃないんかとか、不正利用されて不利益をいろいろ迷惑かかるんじゃないんかとか、いろんな不安があるわけですよ。それと同時に私がここで聞きたいのは、市長としてこの98の行政事務、3分野の行政事務が行われて、98の事務に関わる様々な個人情報ですよ。これは市長として竹原市民のもんですよ、今私が聞いているのは。これだけ3分野の社会保障や税や災害やこの98業務に関わる情報は市長にきちっと保護責任があるというのが私の思いなんです。国の制度でこうやったけれども、提訴も起こったり様々な不安が起こってるという私は現実も受けとめてます。それと同時に、市長としてこの市民の個人情報ですよ、これは私は完全に保護せんにゃいけないというのが私の思いなんです。ですから、様々な不安が起こってる、市民の実際声がある、不安の声がある、これに対して市長は竹原市民の個人情報、様々な個人情報、先ほど98行政事務と言いましたけども、この個人情報に対して完全に秘密をプライバシーの侵害が起こることあってはならんと、その責任が私はあると思うんです。ですから、あえてこの条例はさっきそういった内容だけでも、その総括的なところは、根本的なところは、個人情報が漏れたらどうなるんか、不正利用になったら困るんじゃないか、そういう不安に私は直接答えてほしいという面で、あえてここで言いたいのは、市長として住民の個人情報を保護するといいますか扱う責任者として完全に守ってほしいという市民の声、直接私も言いたいのは個人情報が完全に保護できますかと、できませんかと、簡潔に改めて答えて頂きたい、それが1つです。

2つ目は、12月4日の時も介護保険事業に関わって竹原市内の個人事業者の方がおられます。介護保険に関わるデイサービスとか様々な事業者がおられて、そのナンバーを扱うことがあるわけですから、せめて個人事業者にはきちっとしたセキュリティーはできていますか、大丈夫ですかと、そのセキュリティー等を含めた準備状況は把握してますかという質問しました。12月4日の時は担当者のその答えがありません。私はそんなに事業者がおるわけではあるまいのにちょっとそれぐらいは準備してつかんでから、それぞれできてるところはそれでやってくださいとか、対応できないところはどうなるんですかとか確認してやらないと、端的に言うとならば、ナンバーが漏出しかねない、安全のセキュリティーが対応できていないところにこういったリンクをするようなことをやった場合は、市長

としてナンバーそのものの管理義務というのはその事業者にあるんですけれども、しかし市長としてこういう条例をやって結果的には書かすような事務にするわけですから、事業者に対して少なくともセキュリティー対策はどうですか、安全対策はとれていますか、この確認をとってからでも、私はとってやるべきじゃないかと、やるにしても、しかし前回12月の時は、そういう時は責任とりますけどもという曖昧な答弁であって、私が気になったのは、準備状況も確認してない、そういったとこにこのマイナンバーの導入に伴う運用をすれば、セキュリティー、漏えい大丈夫なのかなという、そこが明確でない、さっきの1番に戻りますけどね。ですから、2番目としては、竹原市の介護事業者、12月4日では明確な答弁がなかったけれども、そういったままでこれを押し切った場合、私は個人情報の漏えいとか流出、基本的憲法、ここに訴えてあるような個人の人権侵害になる、憲法違反につながってくるということは明らかだというふうに思いますけども、市長はそこはどうでしょうか。準備情報できてないのに確認もしてないのに大丈夫だと言えるんかどうかを市長に2つ目として聞きたい。

それから3つ目は、これは基本的な運用で12月4日も大卒では確認しましたから、最後に市長も含めて確認を含めてお願いしたいというのは、このマイナンバーを書くような申請書ができます。それで、様々な事情があってこの番号を書きたくないとか書けないとか、両方いろいろあると思うんですが、要するに記入しない場合でも罰則はないし、その介護に関わって不利益はありませんねということだけを確認を3点目しときたい。

以上です。

委員長（高重洋介君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） 市内事業者への対応に関わって、前回の委員会で説明が十分でないというお話がございましたが、前回の委員会では地域ケア会議などでこの番号制度導入に伴う個人情報の取り扱いはなお厳正な取り扱いを行うべきということで啓発啓蒙を行っているというふうに御答弁申し上げております。その構成につきましては、いわゆる介護事業者としておおむね例えば行政は当然ですけれども、居宅介護支援事業者14、訪問介護サービス事業者9、地域密着型サービス事業者3、医療機関が4、訪問看護サービス事業所が4、通所サービス事業所17、そして竹原地区医師会、竹原・豊田地区歯科医師会、同薬剤師会、歯科衛生士会、それと社会福祉協議会に拠点を置く地域包括支援センターを構成なさっておられる様々な介護関係事業者に対しこの点について啓発啓蒙または今後の取り扱いは、もちろんこれまでも個人情報の取り扱いは十分関係法令に従って適

正に行われているというふうに認識をさせていただきますが、さらに適切適正に厳正に行うように周知啓発を図ってきたということでございますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

それから、番号記載に関わっての罰則等に関しましては、さきにもお話をしましたように、当然罰則もございませんし、そのことについてサービスが受けられないということはないということでございますので、そのように御理解を頂ければというふうに思います。

委員（宇野武則君） わしらも市長が皆わかるとは思いません、細かい点についても。だから、委員から質問された分については、当然市長が指名されとるわけですから、だからこの分野については何々部長あるいは副市長、そういう代理者を指名しましたよという形をとってもらわないと、いつまでもたっても市長、市長言うようになるから、だから今この問題については市民生活部長に答弁させますということをはっきり言うてもろうたら、市長の代弁者じゃから、私はその方がええ思うんですが、議事の流れからして。

委員長（高重洋介君） 委員長より委員の皆様一言お願ひを申し上げます。議案に対しての質疑をして頂くようお願い致します。議案関連の質疑を中心に行いますと、委員会の進行にも妨げになりますので、なるべく議案に対しての質疑、それからその後、関連の方の質疑を行ってください。それでも満足いかない答弁があるならば一般質問にて質問をして頂くようお願いを致します。

以上です。

松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと一番の肝心なことが答えて頂けないんですけど、私がさっき質問の前に言ったのは、この条例そのものは国のマイナンバー制度の導入に伴ってマイナンバー法律に伴って記載する項目を設けますよ、設けませんよと、いいですか、嫌ですかというんか、設けますという提案なんですよ。ですから、そこに書くところを設けるということですからね。だから、普通じゃったら義務化ですから、今さっき言った罰則はないとか不利益はないというんがありましたけれども、基本的には義務化ですから、法律上は書かなくてはいけないという義務化といいますかね、これが起こってくるわけですから、それに対して私が言いたいのは、市民に起こってる不安に対してどうですかと、不安は漏れた場合はこういうことが起こって大変私心配ですよと、だから要するに市長に答えてほしいのは、そういう市民の不安に対して市長としての見解をきちっと示さないといけない、そりゃ漏れませんか、そう言っていくのを私は期待してるけども。漏れる場合もあ

りますよ、じゃその時はどうするんかという対策をきちっと示して頂きたいなということが1番の質問の趣旨です。それは繰り返しますから、そこをもう一回答えて頂きたいなと。市長に是非そこは、私は市長の権限しか、もうないと思うんですよ、そこは。国の法律はこうなってるよと、記載しなさいよ、条例つくりなさいよとなってるわけだから、だからそれに対して市長の見解を求めとるわけですよ、私の不安に対して市民の不安がこうあるけども、その不安というのは番号が漏れちゃいけませんよと、ほんまに漏れるんですか、漏れないというならそれでいいけれども、漏れた場合はどうするんですかということをあえて聞きよるわけですから、それは是非答えて頂きたいなと。

それから、介護保険に関わっての準備状況の分でちょっと私が気になるんは、今部長からあったんは、こういう導入に伴って事業者に対する取り扱い、啓発、そりゃ確かに必要なんですよ。だから、そのことを指摘しとるんじゃないかって、今までやった分で、一つはただ言うばかりじゃなくて啓発で頼むよと、漏らさんようにしなさいよと、漏れたら罰則ありますよというその啓発もいるんだけど、私が12月4日の委員会の時質問したんは、これは日本商工会議所の分ですけども、竹原商工会議所の例は資料がないんだけど、日本商工会議所は、これは11月30日時点の分でこのマイナンバーで対応した企業はどうなのか、何社ぐらいあるかというこの日本商工会議所がアンケートを出して、ここに書いてあるのは対応できたのはわずか14%しか、これ11月30日ですからね、その時点で14%しか対応できてないという回答なんですよ。これは日本商工会議所の一つの例ですからね。だから、私はその竹原市の分とか、少なくとも介護保険事業に関わってはこの対応が少なくとも要るんじゃないんかなというんで、啓発は確かに聞いたんだけど、そういった準備状況も確認しないでやったら、さっきの1番じゃないけど漏れたら危ないなと、準備ができてないところは一定の対策をとるようにしてもらわないといけないんじゃないんかなというんが私の分で、不十分なところにこういうリンクさせるような業務つくわけですから、危ないんじゃないんかということをお願いしたいんで、準備状況もきちっとセキュリティーソフトならソフト、そういうセキュリティー対策をきちっと少なくとも把握してやらないといけないんじゃないんですかということです。そこらをちょっとお願いしたい。

委員長（高重洋介君） 市長。

市長（吉田 基君） 座ったままでいいんですよ。先ほど宇野委員から担当部長なりというお話ありまして、私もまだこういう委員会主義の制度になれてないということもあり

まして、今までであれば理事者側として整理した中で対応していくという思いがありましたけど、松本委員からの質疑に対して副市長の方から答弁させて頂くことでよろしいかどうか委員長の方で整理して頂ければと思います。

委員長（高重洋介君） 副市長。

副市長（細羽則生君） マイナンバー制度に伴いましていろいろと情報保護あるいはプライバシーの問題あるいはセキュリティー対策ということで、いろいろと御懸念されてるということと、あるいはそれらに対して国の方に対してのいろんな訴訟が起きてるということにつきましては私も十分認識をしております。情報セキュリティー対策とか個人情報の保護につきましては、行政のいろんな情報を取り扱う以上は、このマイナンバー制度に関わらず全てに対して考えてこななければいけない、対策をとっていかなければいけないというものだというふうに認識をしております。そういう中で国の法に基づいて制度設計を行われてると。それらを十分なものにしていく上では条例の制定等々も必要だということで、これらも踏まえて全体的に取り組んでいきたいというふうに考えております。リスクがある部分については我々も認識しておりますので、そのリスクが発生しないようにどういうことをしていくのかということの中に、その一つには条例の制定というのもございますので、そういう種々取組をしながら対策をとっていきたいということで御理解頂けるかと思えます。

企業の部分につきましては、先ほど部長がいろいろとお話しさせて頂きましたけど、国の制度の中で企業に対しての取組という部分につきましても、全国の市長会等々通じて対策をしてくださいというような意見も出して頂いておりますので、それはそれぞれの個々の責任において取り組んで行って頂きたいですし、我々と致してもそれらの情報につきましては周知をさせて頂いてセキュリティー対策がとれるようお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（高重洋介君） 松本委員。

委員（松本 進君） さっきの最後の個々の事業所のセキュリティー対策ということでちょっと一言言うのと、個々で対応してくれと言うけども負担がかかるわけなんですよ、セキュリティーやろう思うたらね。あとちょっと言うのと、この4月からの竹原市の状況をつかんでほしいと。介護事業所なんかは今年の4月から介護報酬引き下げられてデイサービスとか小さい企業なんかは3割ぐらいが倒産しとるというアンケートもあるんです

よ。そりゃ何でかというたら、経営が厳しいからよね。そういったところにセキュリティー対策をやってくださいと、あんたらの責任じゃというような趣旨の分は現実に合っていないですよ。だから、基本的にはそこまで含めてどういう対策をとるかというんが、お金も要るかもわかりませんが、きちっとやってこないと、あとはもう来年1月から運用するんですからね、だから私は焦って言よるわけなんですよ。そりゃもう少し準備ができるまでいいんですよと言うんなら、あなた方言われるような対応はきちっとすればいいというんが言えるんかもしれんけど、そうじゃないから、見切り発車やったら大ごとになるなというんが、私も不安があります。

それと同時にもともとの番号の漏えいの問題でちょっと言うのと、前にもちょっと12月4日にも言いましたけれども、仕組み上、いろいろ本を読んでいたら、情報の扱いの分で中間サーバーというんが全国2カ所で設けて管理するようになってる。そりゃ個々の自治体の分ではいろんな規模とか財政力によってそのセキュリティーができないだろうということで、国が2カ所の中間サーバーを設けるというふうになってます。ここでも他の機関、いろんな自治体間のやりとりはそこにアクセスして情報がやりとりできるようになってる。そこの中間サーバーには個人情報の副読本、全ての情報ですよ、そこが保存されるようになってるわけですよ。ですから、いろんなやりとりやったら、一括してそこに松本という番号でだあとなってるような情報の管理の仕方になってるから、だからそりゃ国なんかはランダムな番号でその番号の解読ができないようになってるよという説明をしてるんだけど、しかし私は専門家ではないから、こうなってどうなるということまで言えませんが、少なくともこういう全国の2カ所のサーバーでその一つの個人情報が全部扱われる、そういう仕組みになってる。そこにアクセス、不正侵入されたら情報が一遍に漏れるよというような指摘なんですよ。これは国の責任の問題ですけどもね。だから、こういった情報が今現在でもあるわけですよ。ですから、我々としては国への意見表明も要るんだけど、本来可能ならばいろんな情報を個別管理してやらないと、仕組み上、ここに一括してアクセスできるようになってるわけですから、全ての情報が漏れるんじゃないんかというんが専門家の心配するところなんです。ですから、是非こういうこと知って頂いて万全の対策をすべきじゃないかという意見について最後に質問しておきたいと思います。

委員長（高重洋介君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 情報の管理につきましては、これまでも委員会の中でも説明させ

て頂いておりますように一元管理というわけではなくて、個々のそれぞれの各自治体が持っている情報はそれぞれの情報で管理をしていくということになります。ですので、今おっしゃられますようにどこかにサーバーに全ての情報を集めてそこで一元管理というわけではなくて、それぞれが持っている情報については暗号化されたものによって照会をした上で、それを必要な者が、特定の者が、要は権利を持った者が情報を集めるということですので、そういう面では二重の対策をとられてるといふふうに御理解頂ければと思います。

以上です。

委員（松本 進君） やっぱりちょっと今その認識がちょっと違うんですけども、共同サーバー、中間サーバーというの、ちょっと認識が違うんですけども、個々の管理だから漏れないというあれでしたけど、そこはもう一回、私からちょっと。

委員長（高重洋介君） 松本委員、議案に対しての質疑をできるだけお願いします。

委員（松本 進君） じゃ、要するに保護できるようにきちっと研究調査してほしいということだけ最後に意見として。

委員長（高重洋介君） そのほかございませんか。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） 松本委員の方からいろいろとパーフェクトを期すようなこういうふうな意見表明なりがあったわけですがけれども、昨今の状況は、そもそも国の制度設計と実施時期に無理があったんじゃないかと。総務省の想定では、例えばそれぞれの住民なり国民に対して簡易書留で送って、大体市町村に返ってくるのが5%ぐらいじゃないんかと言われとったんですよね。それが想定をはるかに超えて届いてないと、住民なり国民一人一人のところへね。そうすると、特に今日の朝日にも出ておりましたけれども、もう郵便局もパンク状態と、もう疲労こんぱいの状況で努力しとるけれども、どうも今の状況では総務省が想定したとおりに個人番号がそれぞれの国民一人一人、市民一人一人に届かないのではないかと。こうなってきますと、松本委員の方からもありましたけれども、そうすると、この介護の関わっても当然届かない人もおられるでしょう。竹原市に返ってきて果たしてどこまでその期日までに諸般の事情を抱えた人をどこまで追跡調査をしてお届けをすることができるのか、それでも今の状況では私100%というのは求めるのが全国の状況を見ても難しいんじゃないか思うんですよね。その場合には、今日の朝日新聞では、もうそれぞれの自治体において個人番号はもう保有しておるので、仮に届かない場合であっても、例えば介護保険制度について言えば、全く支障がないようにそれぞれの自治体で対応

できるはずであると、このような報道がなされておりましたけれども、竹原市においてもそういうふうを考えていいのかどうか、担当部長の答弁を願いたい。

委員長（高重洋介君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） 現在の進捗の状況としましては、一旦郵便局の方から各世帯に配布をし、配布の作業そのものは終了しております、それから未達のものについて再度配達の手続といたしますか、それもほぼ終了して、竹原市の方に委員御説明のように届いております。届いたものについて、既に届いたものから順次再度通知して、多くの部分については住民の皆さんのお手元に届いている状況にあります。ただ、これを完全にゼロにするということについては、いろんな個別具体の事情によって届かないものもあろうかというふうに想定をしております。しかしながら、行政の手続において先ほど御指摘のサービスの部分でこの番号があるなしに関わって受けられる、受けられないということにはならないよということとは、松本委員の方からありました記載のないものについての取り扱いと同様の考え方になろうかというふうに考えておりますので、その辺については住民サービスに停滞ないしサービスの低下につながるようなことがないように今後取り扱いをしていくと。まずは番号がそれぞれに届くということをまずもって第一優先の取組として実施は致しますけれども、それに基づく関連のものについては、今御説明のとおり取り計らっていきたいというふうに思っております。

委員長（高重洋介君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） いずれにしても竹原市として最大限努力をして頂いとる思うんですけれども、それでいろいろ追跡不可能な人もおられるじゃろう思うんですよ、私の経験からいうても。そうすると、さはさりながら、やはり年度内に個人番号が届くように、例えば副市長の方で全庁的な体制をとって頂いて、例えば年末の休暇を返上してでも、最大限個人番号が一人一人の市民に届くように最大限の努力をして頂きたいと思いますが、この点について御答弁願いたいと思います。

委員長（高重洋介君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 法のマイナンバー制度に伴いまして個人情報等々、いろいろと取組が必要だということもございますし、マイナンバーが届かないという部分に対しても対応をとっていかなければいけないというふうには考えております。行政の方でできる限りの対応をとりながら制度が十分に活用できるように我々も取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、どうぞ御理解頂ければと思います。

委員長（高重洋介君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） 最後に、大変じゃろう思うんですけども、最大限番号だけはお一人お一人に届くように努力をして頂くことを要望して私の質問を終わります。

以上です。

委員長（高重洋介君） その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） 質疑なしと認め、本委員会への付託案件についての質疑を終結致します。

これより一括討論に入ります。

順次発言をお願いします。

松本委員。

委員（松本 進君） 議案第56号に反対します。

委員長（高重洋介君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結致します。

これより個別採決に入ります。

議案第56号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（高重洋介君） 起立多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第59号平成27年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（高重洋介君） 起立多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了致しました。

この際、お諮り致します。

ただいま議決致しました本委員会の付託議案に対する委員会報告の作成等につきましては委員長に一任頂きたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整致しますので、御了承お願い致します。

ここで傍聴者及び執行部の方は退席をお願い致します。

続いて、所管事務調査に入ります。

前回の委員会で子育て住宅の視察の方の話をさせて頂きまして、1月か2月という話をしたんですけど、担当課の方で1月はちょっとまだ難しいので、2月になってさせて頂きたいということで、ちょっとまだ日にちがありますので、また追って日にちが決まり次第、皆様方の方にお知らせを致しますので、それでよろしいでしょうか。

委員（宮原忠行君） それと、委員長、今の2月にやることは問題ない思うんですけど、2月にやりますと、今まででしたら事前に予算案等についても委員会があったけえ、その説明受けるということができたんですけど、今回はできん思うんですよ。少なくとも2月における委員会においては来年度の目玉事業といいますかね、予算のね、各課の、そうしたことが説明を受けて質疑ができるような場も是非とも設定して頂いて、3月の予算審議なりがより充実したものになるように御配慮をお願いをしておきたいと思えます。

以上です。

委員長（高重洋介君） これ同日ということはできんですよ、でも。同日でもよろしいですか。

じゃ、そのように努力します。

ほかございませんか。

委員（宇野武則君） この前ちょっと委員長にも言うたんじゃが、担当する課題がありますね、竹原市の行政の中に、そういうものをやっぱり、我々も今度は一般質問でやるというでも時間が限られておりますんで、やっぱり事前のどういう対応をするんかというのは事前に委員長に申し入れするとか、そういった場合に課長とか部長とかの出席求めて、ある程度の事前の内容について我々も把握しておいた上で詰めを一般質問でやる場合もあるし、そういうような、もうちょっと委員会方式じゃから、もうちょっと委員会で事前協議を充実さすようなひとつ方法を皆さんで考えて、そうしないとぱっぱと余り終わるような形もええのはええんですが、やっぱりもうちょっと事業の全体像を把握したいので、そこらはまた検討してみてください。

委員長（高重洋介君） 今後また話をしながら。

委員（宇野武則君） これは正副議長とも話せないかん問題なんで、両委員会で協議して

もらやあ思いよんです。

委員長（高重洋介君）　じゃ、とりあえず2月に子育て住宅の視察の委員会を開くことと、その時に予算の大きな事業ですね、目玉の説明を各課の方から説明が受けられるように行うということで。

委員（宮原忠行君）　今、宇野先生の方からあったそうした問題、議員さんからの要望があれば、それは今のこの委員会は、本会議から付託を受けとるけえあれじゃけど、今度は閉会中審査になるわけじゃから、だから閉会中の審査については、宇野先生にお言葉を返すようで申し訳ないんじゃけど、やっぱり委員長が市長の言葉をかりて言えば、議場じゃ議長が一番偉いんかもわからんが、委員会じゃ委員長が一番偉いんじゃけえ、そこら辺は各委員さんのそれぞれの要望等があれば委員長の方に申し出て頂いて、それで実質的に政策論議とか、そうした、あるいは議会としての委員会としてのチェック機能が深まるような委員会運営を是非ともお願いしときたいと思いますので、よろしくお願いを致します。

委員長（高重洋介君）　今までも毎月1回ぐらい目安で委員会を開いていきたいと思いますので、各委員さんの方からあればお願いしますと言うてきましたので、そこも充実しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを致します。また、各委員さんの方から是非これが調べてみたいとか、これを調査してほしい、委員会でちょっと視察に行きたいということがありましたら、どんどん言って頂ければ、実現するようにやっていますので、よろしくお願いを致します。

次に、その他に入ります。先日、実施されました民生産業委員会視察につきましては、無事滞りなく終えることができました。ありがとうございます。この行政視察については、言うまでもありませんが委員会派遣手続により行われたものであり、調査終了後、委員会として議長に報告書を提出することが会議規則で定められております。よって、報告書を作成する前に当該委員会において視察結果について総括をする必要がありますので、その総括委員会をいつ行うか、またどのように進行するか皆様の意見をお聞きしたいと思います。お手元に資料の方が配られと思うんですけど、他の委員会報告書もこういった形で出してほしい、出さなければいけないので。

議会事務局主事（前本憲男君）　こういう形じゃなくて、こういうふうな様式はありませんので。

委員長（高重洋介君）　あとあれです、皆さん委員の意見をまとめて委員長として提出をしなければいけないので、またこのそういった委員会をいつ開くか、どのような形で行う

かということ。

宇野委員。

委員（宇野武則君） 3市行ったわけじゃから、3市のひな形を正副委員長の方でつくってもろうて、個々あとの6人が出して、ちょっとおかしゅうなるんじゃないあんかの。

委員長（高重洋介君） ただ、皆さんの意見をまとめにゃいけないというところもあるんで、その辺がどうなのかなという思いはあるんですけど。

道法委員。

委員（道法知江君） いわゆる報告の仕方、様式、それがまずどういうところになるかというのが大事かなと思うんですけども、これ参考資料という形でおそらく井原市さん出てると思うんですよ。だけど、このような形にしないといけないということでもなく、これ以上もっと詳しくしないといけないかどうか、また逆に言ったら要点をまとめて行った目的と対応して頂いた課とか、それぞれそこに出た時の皆さんの御意見とか質問、その程度のことを箇条書きのような形でとりあえずはまとめるという、正副委員長でまとめて頂いて、それを一応委員の方にこういう形でまとめましたというもので、疑義があれば、そこで委員の方から集約して頂くということでもいいんじゃないかなと思うんですけども。こういう形、正直言って初めて。

委員長（高重洋介君） そうなんです。

委員（道法知江君） なので、委員長も困惑してると思うんですよ。委員の皆さんもそのために一度委員会を設ける必要があるのかどうかということもあると思いますので、ちょっと正直なところ、こういった今までのケースとして委員長の報告をまとめていく報告書として上げていくというのがちょっと初めてですので、今回、これからもいろいろ議論されると思いますけども、このたびにおいては行ったところの行った目的、視察の状況とか感想、一任でいいと思います。

委員長（高重洋介君） 今まではなかったです。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） ようわからんけども何か事務局から出るんかどっから出るんかわからんけど、本来ならそうしたことも踏まえて、本来なら議運等で諮らにゃいけん話なんじやろう思うんよの。ええがにいてないことは事実じゃけえ、今回の議会改革がの、それはやはり委員長として報酬を言うちゃいけんけれども、そうした報酬も含めてしとるわけで、あと委員長一任ということにしとかんと、何かそうなってくると、本来なら全会一致

が一番望ましいんじゃないけれども、やっぱり政策的に違うところもあるけえ、それは委員長に一任することにしとった方が効率的な委員会運営になるんじゃないでしょうかね。

委員長（高重洋介君）　じゃそうさせていただきます。正直私もここまで来るまでにはいろんな事務局にも意見もさせてもらいながら、今までのこととかありますが、これからやっていかないといけないということで、そこは前向きに捉えて、副委員長と協議をしながら製作していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

その他ございませんか。

委員（道法知江君）　ここで聞くべきことかということがちょっと。

委員長（高重洋介君）　道法さん、ごめんなさい、先ほどの件をまず皆さんにお諮りして委員長一任をとらんやいけんで、済みません、先にやらせてもらいます。

じゃ、先ほどの件、行政視察の報告の件なんですけど、委員長一任で皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君）　では、そのように協議の結果、行うことにしますので、よろしくお願い致します。

その他の方で。

道法委員。

委員（道法知江君）　この場でお聞きするのが適切かどうかというのが私もちょっと迷うところなんですけれども、12月の総務省のホームページ見てたら、12月の27年度の12月8日の日のホームページなんですけど、27年度の特別交付税が12月交付額が竹原市が決まった金額が出てたんですけども、現金交付らしいんですが、そういったことの議員の皆さんにお伝えするというチャンスというか、12月ですので、議会の最中ですので、ちょっとお聞きしておいて頂ければなと思います、委員長の。

委員長（高重洋介君）　交付税が。

委員（道法知江君）　特別交付税が、12月、交付額決定してるんです。

委員長（高重洋介君）　交付額決定ですね。

宮原委員。

委員（宮原忠行君）　道法委員から今あったんじゃないけど、じゃから会議規則も全面改定したんじゃないけえ、例えば緊急質問とかいろんな場面があるんよのう、これはおそらく本会議の話じゃろう。じゃから、事務局にも言うとしたように、勉強会を用意して、そこら辺の

ところをせんにやいけんよという話やったんよの。全然そういうことはしてないわのう。だから、それが例えば、まして予算に関わることじゃけん当然総務文教委員会ということになるわけよ。そうなってくると、議員とか議会が対応できるというたら緊急質問とかということでもしかなかったらと思う、制度的にはのう。それともか、もうとりわけ道法さんもよう知っとしてじゃろう思うが、それこそ議長へもう、ここ副議長もおってじゃが、全員協議会でこのところの報告を求めたらどうでしょうかとか、そうしたことをやらんと、委員会の権限を越えて委員長にその答弁求めること自体がわしはルール違反じゃ思うとる。

以上です。

委員長（高重洋介君） 道法委員。

委員（道法知江君） 答弁というよりも委員会、今、会議中、委員会中なので、そういうことをちょっと議長なりに知っておいて頂きたいなというふうに思うんです、どうするか。

委員長（高重洋介君） わかりました。議長の方にちょっと相談してみます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） ほかにないようでしたら、以上をもって民生産業委員会を閉会致します。ありがとうございました。

午前10時41分 閉会